

定期監査結果報告書

平成27監査年度 第1回

(平成27年10月～平成28年3月執行分)

監査対象機関

○ 知事部局所管の現地機関	29機関
・ 暮らし環境本部 現地機関	6機関
・ 健康福祉本部 現地機関	13機関
・ 県土づくり本部 現地機関	8機関
・ 経営支援本部 現地機関	2機関
○ 教育委員会所管の教育機関等	51機関
○ 公安委員会所管の警察署	10機関
合 計	90機関

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	3
3 その他指摘事項・検討を要する事項	4
4 監査対象機関ごとの監査結果	6
知事部局所管の現地機関	6
・くらし環境本部 現地機関	6
・健康福祉本部 現地機関	8
・県土づくり本部 現地機関	11
・経営支援本部 現地機関	14
教育委員会所管の教育機関等	15
公安委員会所管の警察署	26
用語の解説	28

(組織名称は平成28年3月末時点)

監 査 第 188 号
平成 28 年 6 月 1 日

佐賀県議会議長	中 倉 政 義	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	古 谷 宏	様
佐賀県公安委員会委員長	香 月 道 生	様

佐賀県監査委員	池 田 巧
同	森 田 信 彦
同	三 竿 博 史
同	石 倉 秀 郷

定期監査（平成27監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成27年10月～平成28年3月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	29機関
・ 暮らし環境本部 現地機関	6機関
・ 健康福祉本部 現地機関	13機関
・ 県土づくり本部 現地機関	8機関
・ 経営支援本部 現地機関	2機関
教育委員会所管の教育機関等	51機関
公安委員会所管の警察署	10機関

3 監査の着眼点

平成27年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
 - ① 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
 - ② 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 契約書の内容は適正か
 - ③ 工事の執行管理は適正か
 - ④ 補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適正か
 - ⑤ 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か
- (4) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
 - ① 財産等の管理、処分の手続き等は適正か
 - ② 債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、28 ページから 36 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項及び検討事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指 摘 事 項		1			1					2
そ の 他 指 摘 事 項	1	1	18	13	15	7		14	2	71
検 討 を 要 す る 事 項						2				2
合 計	1	2	18	13	16	9		14	2	75

2 重要な指摘事項

【くらし環境本部現地機関】

- 工事及び委託業務で、契約書等がないものがあった。

(名護屋城博物館)

- ① 随意契約において、契約金額が100万円を超えるにもかかわらず、契約書を作成していなかった。

工 事 名	名護屋城博物館空調機用圧縮機取替工事
工 期	平成27年3月6日～平成27年3月27日
契 約 金 額	1,609,200円

- ② 契約手続きが完了しないまま、委託業務を行わせていた。

委 託 業 務 名	企画展「はるかなる海上の道」受付・案内業務の委託
契 約 期 間	平成27年9月18日～9月30日
契 約 金 額	172,530円

【教育委員会所管の教育機関】

- 扶養手当等で、返納を要するものがあった。

(伊万里特別支援学校)

認定時に出産手当金、育児休業給付金が所得として報告されていなかったため、本来、所得超過で認定できない者に係る扶養手当、期末手当を支給していた。

支給を誤った期間等	扶養手当 平成27年6月～平成27年11月
	期末手当 6月、12月支給分
返 納 額	扶養手当 78,000円 期末手当 30,615円 計 108,615円

3 その他指摘事項・検討を要する事項

- (1) 予算関係 (1件)
 - ① 再配当予算額を超えて執行しているもの

- (2) 給与、旅費関係 (1件)
 - ① 時間外勤務手当で返納を要するもの

- (3) 収入関係 (18件)
 - ① 調定で遅延しているもの(年度を越えたものを含む)
 - ② 収入の年度区分に誤りがあるもの
 - ③ 収入未済があるもの
 - ④ 証紙収入の報告で遅延しているもの
 - ⑤ 資金の貸付を受けていない者から、誤って返還金を徴収しているもの
 - ⑥ 収入金の一時保管で適正でないもの

- (4) 支出関係 (13件)
 - ① 支出負担行為で遅延しているもの
 - ② 検査完了後の支出で遅延しているもの
 - ③ 資金前渡の支出手続き及び精算で適正でないもの
 - ④ 債権者を誤って支出しているもの
 - ⑤ 資金の貸付で、必要な書類が不足しているにもかかわらず、支出しているもの
 - ⑥ 支出負担行為何が必要な支出を支出負担行為兼支出命令書で支出しているもの
 - ⑦ 源泉徴収する必要のない所得税を控除しているもの
 - ⑧ 他の支出負担行為から誤って支出しているもの
 - ⑨ 給付金の申請で遅延しているもの
 - ⑩ 補助金の支出で、補助対象者の承諾を得ることなく、債権者に支出しているもの

- (5) 契約関係 (15件)
 - ① 契約書の内容で適正でないもの
 - ・契約金額を誤っているもの
 - ・契約書に記載すべき事項を記載していないもの
 - ・契約書に収入印紙が貼付されていないもの
 - ・賃貸借契約で、賃貸借期間を誤っているもの
 - ② 設計業務委託の検収が不十分で、数量誤りを発見できないまま、工事の発注を行っているもの
 - ③ 契約書に定める使用許可申請書の提出を受けていないもの
 - ④ 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないもの
 - ⑤ 契約書に定める管理技術者の通知を受けていないもの

- ⑥ 契約書に定める主任技術者が、必要な資格等を有していることの確認が不十分なもの
- ⑦ 見積書を受託者に返却したまま、再提出をさせていないもの
- ⑧ 支出負担行為の決裁が完了しないまま、業務を委託しているもの

(6) 工事の執行関係 (9件)

- ① 設計及び工事の事前調査で不十分なもの
- ② 工事費の積算で誤っているもの
- ③ 施工不良な工事が行われているもの
- ④ 工事打合簿を作成していないもの、また協議が不十分なもの
- ⑤ リサイクル計画書等を作成していないもの
- ⑥ 仕様書の作成及び出来高管理で適正でないもの
- ⑦ 工事費の積算について検討を要するもの
- ⑧ 維持補修の委託業務で、変更対象工事の取扱いに係る運用基準等の作成について検討を要するもの

(7) 補助金関係 (0件)

(8) 財産関係 (14件)

- ① 物品の返納や不用の決定手続きを行わずに処分しているもの
- ② 有償刊行物の管理で適正でないもの
- ③ 委託業務で発生した物品について財務経営システムへの登録が遅延しているもの
- ④ 道路台帳の調製が遅延しているもの
- ⑤ 物品に損害を与えているもの
- ⑥ 土地の交換で、契約書が作成されていないもの

(9) その他 (2件)

- ① 許可事務で不許可通知書を申請者に通知していないもの
- ② 現金出納簿の委任出納員事務引継が行われていないもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・くらし環境本部 現地機関

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	平成28年 1月12日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 木原 奉文
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	平成28年 1月15日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 有償刊行物の管理で適正でないものがあつた。

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	平成28年 1月15日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	平成28年 2月 3日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 債権者を誤って支出しているものがあつた。

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	平成28年 2月 1日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 随意契約において、契約金額が100万円を超えるにもかかわらず、契約書を作成していないもの、また、契約手続きが完了しないまま、委託業務を行わせていたものがあった。</p> <p>② 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。</p> <p>③ 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないもの、契約書に定める管理技術者の通知を受けていないもの、契約書に定める主任技術者が必要な資格等を有していることの確認が不十分なもの、見積書を受託者に返却したまま再提出をさせていないものがあった。</p> <p>④ 工事費の積算で誤っているものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(改善を指示した所属：名護屋城博物館及び建築住宅課)</p>

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	平成28年 1月12日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託業務で発生した物品について、財務経営システムへの登録が遅延しているものがあった。</p>

・健康福祉本部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	平成28年 2月 9日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金)</p>

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	平成28年 2月 2日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>② 資金の貸付で、必要な書類が不足しているにもかかわらず、支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	平成28年 2月 3日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金)</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	平成28年 2月 9日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金)</p>

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	平成28年 2月10日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金)</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	平成28年 2月23日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p> <p>② 備品の処分で、物品返納手続きを行わずに、棄却処分をしているものがあつた。</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	平成28年 2月 9日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	平成28年 1月20日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為が必要な支出を支出負担行為兼支出命令書で支出しているものがあつた。</p> <p>② 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないものがあつた。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	平成28年 1月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 源泉徴収する必要のない所得税を控除しているものがあった。</p> <p>② 支出負担行為の決裁が完了しないまま、業務を委託しているものがあった。</p>

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	平成28年 2月 3日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品の処分で、不用及び処分の決定を行わずに、棄却処分をしているものがあった。</p>

監査対象機関名	総合看護学院
監査執行年月日	平成28年 3月 9日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	平成28年 3月 9日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	平成27年12月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・ 県土づくり本部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成28年 3月15日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 木原 奉文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託料で、再配当予算額を超えて執行しているものがあった。</p> <p>② 都市計画使用料の調定で年度を越えて遅延しているものがあった。</p> <p>③ 設計及び工事の事前調査が不十分で、河川の計画断面を狭めているものがあった。</p> <p>④ 道路台帳の調製で遅延しているものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(改善を指示した所属：佐賀土木事務所及び道路課)</p> <p>⑤ 許可事務で不許可通知書を申請者に通知していないものがあった。</p> <p>⑥ 道路維持補修の委託業務で、変更対象工事の取扱いに係る運用基準等の作成について検討を要するものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(検討を指示した所属：佐賀土木事務所及び道路課)</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	平成28年 3月14日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(河川海岸使用料ほか)</p> <p>② 設計業務委託の検収が不十分で、数量誤りを発見できないまま、工事の発注を行っているものがあった。</p> <p>③ 工事打合せの協議が不十分なもの、また工事打合簿を作成していないものがあった。</p> <p>④ 道路台帳の調製で遅延しているものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(改善を指示した所属：東部土木事務所及び道路課)</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成28年 3月 8日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(港湾使用料ほか)</p> <p>② 契約書に収入印紙が貼付されていないもの、また賃貸借契約で、賃貸借期間を誤っているものがあった。</p> <p>③ 契約書に定める使用許可申請書の提出を受けていないものがあった。</p> <p>④ 道路台帳の調製で遅延しているものがあった。</p> <p>(改善を指示した所属：唐津土木事務所及び道路課)</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成28年 3月 8日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(弁償金ほか)</p> <p>② 設計業務委託の検収が不十分で、数量誤りを発見できないまま、工事の発注を行っているものがあった。</p> <p>③ 工事打合せの協議で不十分なものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	平成28年 2月24日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品の処分、返納手続き及び不用の決定を行わずに、棄却処分をしているものがあった。</p> <p>② 道路台帳の調製で遅延しているものがあった。</p> <p>(改善を指示した所属：杵藤土木事務所及び道路課)</p>

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	平成28年 2月10日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	平成28年 2月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ② 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。 ③ 整理支出負担行為で遅延しているものがあった。 ④ 契約書の契約金額を誤っているもの、また契約書に記載すべき事項を記載していないものがあった。 ⑤ リサイクル計画書等を作成していないものがあった。</p>

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	平成28年 2月 4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 道路台帳の調製で遅延しているものがあった。 (改善を指示した所属：有明海沿岸道路整備事務所及び道路課)</p> <p>② 工事費の積算について検討を要するものがあった。 (検討を指示した所属：建設・技術課)</p>

・ 経営支援本部 現地機関

監査対象機関名	首都圏営業本部
監査執行年月日	平成28年 2月 4日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	平成28年 3月 2日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	平成27年12月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	平成27年12月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	平成28年 1月12日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	平成27年11月24日
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	平成27年10月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	平成27年11月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	平成27年11月27日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	平成27年11月20日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入の年度区分に誤りがあるものがあつた。 ② 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	平成27年10月 2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 電気料の支払で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	平成27年11月27日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	平成27年11月24日
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。</p>

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	平成27年10月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 学習者用パソコン購入費貸付金の貸付を受けていない者から、誤って返還金を徴収しているものがあつた。</p> <p>② 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないものがあつた。</p>

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	平成27年10月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	巖木高等学校
監査執行年月日	平成27年10月 9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があつた。（学習者用パソコン購入費貸付金）</p>

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	平成27年11月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	平成27年10月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 施工不良な工事が行われているものがあった。</p> <p>(改善を指示した所属：伊万里高等学校及び教育支援課)</p>

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	平成27年11月27日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	平成27年11月26日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。</p>

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	平成27年10月 7日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	平成27年10月 6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	平成27年11月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	平成27年11月26日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。 ② 現金出納簿の委任出納員事務引継が行われていないものがあつた。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	平成27年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	平成27年10月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 同じ債権者の他の支出負担行為から誤って支出しているものがあつた。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	平成27年11月 9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	平成27年12月 1日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約書に定める主任技術者が、必要な資格等を有していることの確認が不十分なものがあつた。</p>

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	平成27年12月10日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 教育施設使用料の調定で遅延しているものがあつた。</p> <p>② 資金前渡の精算で適正でないものがあつた。</p>

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	平成27年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	平成27年12月 8日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約書に定める監督員の通知をしていないものがあつた。</p>

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	平成27年10月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 時間外勤務手当で返納を要するものがあつた。</p>

監査対象機関名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	平成27年12月 2日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	平成27年10月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 補助金の支出で、補助対象者の承諾を得ることなく、債権者に支出しているものがあつた。 （改善を指示した所属：有田工業高等学校及び学校教育課）

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	平成27年10月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 教育施設使用料の調定で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	平成27年12月 3日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	平成27年10月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	平成27年12月 1日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	杵島商業高等学校
監査執行年月日	平成27年10月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	平成27年10月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	平成27年11月30日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	平成27年10月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 工事の仕様書の作成及び出来高管理で適正でないものがあつた。 （改善を指示した所属：多久高等学校及び教育支援課）

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	平成27年10月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	平成27年11月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 災害共済給付金の申請で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	平成27年12月 3日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	平成27年12月 8日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	平成27年11月 2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入金の一時保管で適正でないものがあつた。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	平成27年12月16日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	平成27年11月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	平成27年12月14日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	平成27年11月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 扶養手当等で返納を要するものがあった。 ② 資金前渡の支出手続き及び精算で適正でないものがあった。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	平成27年12月17日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入金の一時保管で適正でないものがあった。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	平成27年12月17日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀警察署
監査執行年月日	平成27年11月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 契約書に定める主任技術者が、必要な資格等を有していることの確認が不十分なものがあつた。

監査対象機関名	諸富警察署
監査執行年月日	平成27年12月 4日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 証紙収入の報告で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	平成27年11月 5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	平成27年12月 3日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	平成27年11月 2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	平成27年12月 1日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	平成27年11月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	平成27年12月 7日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	平成27年11月 9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	平成27年12月 8日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 土地の交換で、契約書が作成されていないものがあった。

※監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

田中 俊雄 平成27年10月16日退任
 森田 信彦 平成27年10月17日就任
 木原 奉文 平成28年 4月21日退任
 石倉 秀郷 平成28年 4月22日就任

用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条 9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わ</p>

	<p>なければならない。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第154条第2項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第3項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>債 権 整 理 簿</p>	<p>債権整理簿とは、誤払金等に係る返納金の債権を除き、県のすべての債権について、当該債権が発生してから調定するまでの管理を行うための帳簿です。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第168条 収支等命令者は、その所掌に属する債権が発生し、及び県に帰属した場合は、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、債権発生と同時に調定及び戻入の手続を行う債権については、この限りでない。</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第47条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワークによるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>3 第1項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第1項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第1段階の行為を行うもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような</p>

	<p>債務を負担する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 補助金の交付の決定行為 ③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 ④ 給与その他の給付の支出の決定行為 <p>地方自治法</p> <p>第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p>地方自治法施行令</p> <p>第 167 条の 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき ② その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき ③ 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき ④ 認定業者開発の新製品の買入をするとき ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ⑧ 競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき ⑨ 落札者が契約を締結しないとき
<p>最低制限価格</p>	<p>最低制限価格とは、競争入札により工事又は製造等の請負契約を行う際に、契約の内容に適合した履行を確保するために設けるものです。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 107 条 収支等命令者は、一般競争入札及び指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範</p>

	<p>圏内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p>
<p>入札保証金</p>	<p>入札保証金とは、入札に参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の保証金のことをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第103条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り（以下「競争」という。）を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。（以下条文略）</p>
<p>契約保証金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預かる保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。</p> <p>地方自治法 第234条の2 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。</p> <p>佐賀県財務規則 第115条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相</p>

	<p>手方に対し、当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。</p> <p>2 収支等命令者は、前項の規定により契約保証金を納付させるときは、契約締結の際に納付し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び利息を付けない旨を契約しなければならない。</p>
仕 様 書	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
工 事 打 合 簿	<p>工事打合簿とは、工事や設計委託業務等において、現場の状況等により受注者が契約内容どおりに業務を遂行できない場合に、発注者側と受注者側が事前に協議を行うことで、契約内容の変更を確認したことを証する書面です。</p> <p>この書面に基づき、後日、変更契約を締結することとなります。</p> <p>請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領 [2]（変更に係る協議及び指示）</p> <p>請負工事及び委託業務において、金額の大きな増工、廃工、手戻り、重大な工法の変更や隣接しない工区を追加する場合などの設計変更が生じた都度、監督員は、所長と協議し、その結果により変更指示を行うことを原則とする。</p> <p>なお、本庁と協議を要するものについては、変更協議の承認を受けて変更指示を行うこと。</p> <p>1 金額の大きな変更が生じた都度、所長は変更内容を把握すること。</p> <p>2 金額の大きな増工、廃工、手戻りなどは、所長、副所長、課長（最上位監督員が主任監督の場合）との協議結果を踏まえ、監督員が工事打合簿（指示）に決裁し、請負者及び受託者に変更指示を行う。</p> <p>3 監督員は、その変更内容が予算の範囲内で処置できるこ</p>

	<p>とを確認したうえ、工事打合簿（指示）に図面及び仕様書等を添付して請負者及び受託者に指示する。</p> <p>4 変更指示を行ったときは、請負者及び受託者より工事打合簿（承諾）を提出させる。</p>
財務経営システム	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>
財 産 台 帳	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2 (2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4 (3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6 (4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8 (5) 船舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10 (6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12 (7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14 (8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16
工 作 物	<p>工作物とは、佐賀県公有財産規則で分類されている区分で、発電設備、冷暖房装置等が該当します。</p>
重 要 物 品	<p>重要物品とは、県が保有する物品のうち、備品の中で、特に管理を厳重に行うものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 143 条 物品は、その性質、形状等により次の各号に掲げるところにより区分し、その意義は、当該各号に定め</p>

	<p>るところによる。</p> <p>(1) 備品 性質及び形状を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えられる物品</p> <p>(2) 消耗品 その性質が使用することによって消費され、又は長期間の使用に耐えられない物品(試験、研究、実習等の用に供される動物を含む。)</p> <p>(3) 生産品 県において生産又は製造した物品</p> <p>(4) 不用品 不用の決定をした物品</p> <p>第 144 条 前条第 1 項第 1 号に規定する備品のうち次に掲げる物品は、重要物品とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に掲げる自動車のうち、普通自動車、小型自動車(三輪自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び大型特殊自動車</p> <p>(2) 20 トン未満の機動船舶</p> <p>(3) 美術工芸品類</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、1 品の取得価格又は取得評価額が 100 万円以上の物品</p>
<p>需用品等出納・供用簿</p>	<p>需用品等出納・供用簿とは、消耗品のうち、受入後直ちに交付する軽易な物品等以外のものについて、受入、保管や払出について記録する帳簿です。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 146 条</p> <p>4 委任出納員又は物品出納員は、第 1 項の規定による送付又は前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(次項において「出納簿」という。)に記入し、通知書等と照合のうえ、物品を受け入れなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって、それぞれ第 1 号又は第 2 号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿</p> <p>(2) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>(3) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する物品</p> <p>(2) 贈与又は扶助の目的で購入し、直ちに払い出す物品</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品(郵便切手類、薬品類、肥飼料、燃料及び原材料品を除く。)</p> <p>第 149 条</p> <p>物品管理員は、供用(自己の管理に係る物品を自己の所属する本庁等の各課又はかいの職員に使用させるための交付をいう。以下同じ。)をするとき、次の各号に</p>

	<p>掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿（以下この条において「管理簿等」という。）に必要な事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿 (2) 生産品 生産品出納・処分簿 (3) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>3 次に掲げる物品の供用を受けた職員は、管理簿等に準じて作成した補助簿に、当該物品の使用状況を記入しなければならない。</p> <p>(1) 一定期間の使用量を見込んで多量に供用をされた物品 (2) 前号に掲げるもののほか、物品管理員から特に指定された物品</p>
<p>委任出納員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第10号 委任出納員 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
<p>経理員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第9条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第14条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生産品の販売を担当する職員</p>
<p>か い</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることができる機関として指定されたものをいいます。</p>

	<p>佐賀県財務規則 第2条第7号 かい 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等(以下「現地機関等」という。)のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>
--	---

(注) 関係条文を一部抜粋